

				第五項
				第六十八条の九第十一項（第六十八条の九の二第七項）
項	第十項	前条第四項、次条第五項	第六十八条の十五の四第五項	新租税特別措置法第六十八条の九第十一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第号）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項
第十一	第四十二条の十第二項 同法第二条第三十一号	旧効力措置法第四十二条の十第二項 法人税法第二条第三十一号	第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の十五の四第五項	法」 という。） 第四十二条の十第二項
の十四第二項	又は租税特別措置法第六十八条	旧効力措置法第四十二条の十第二項 又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十	四年法律第十六号） 附則第三十三条第一項（沖縄の特定	

項 第十二	
十四第五項（ 「租税特別措置法第六十八条の 条の十四第二項）	並びに租税特別措置法第六十八条 並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項
年法律第十六号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中 小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却 又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によ りなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定 による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置）	並びに旧効力連結措置法第六十八条の十四第二項 （租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四 年法律第十六号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中 小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却 又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によ りなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定 による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置）の規定に 却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定に よりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定 による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置）の規定に 定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措 置法」という。）第六十八条の十四第二項

法」という。) 第六十八条の十四第五項(

租税特別措置法第六十八条の十

旧効力連結措置法第六十八条の十四第五項(

四第五項)

及び租税特別措置法第六十八条

及び旧効力連結措置法第六十八条の十四第五項

の十四第五項

附則第三十三条第二項中「おける新租税特別措置法」を「おける所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)第八条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。)」に、「(新租税特別措置法)を「(平成二十五年新租税特別措置法)に、「第六十八条の十五の二」を「から第六十八条の十五の五まで、」に、「については、新租税特別措置法」を「については、平成二十五年新租税特別措置法」に、「及び第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の二第一項、第六十八条の十五の三第二項及び第六十八条の十五の四第二項」に、「法人税法」と、新租税特別措置法」を「法人税法」と、平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項中「並びに同法」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四

年法律第十六号）附則第三十三条规定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十五年新租税特別措置法」に、「第六十八条の十五の三まで」を「第六十八条の十五の六まで」に、「並びに第六十八条の十五の二」を「法人税法」に、「第六十八条の十五の二並びに第六十八条の六十七第一項」とする」と、新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の六十七第一項並びに法人税法」とする」と、平成二十五年新租税特別措置法」に、「第六十八条の十五の二並びに第六十八条の六十八」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の六十八並びに法人税法」に改め、同条第三項中「新震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第号）第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に、「第二十五条の三の二まで」を「第二十五条の三まで」に改め、同項の表第二十五条の二第十四項の項中「第二十五条の二第十四項」を「第二十五条の二第十五項」に、「及び第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の五まで」に、「〔第六十八条の二第十五項〕に、

十五の二」を「「法人税法」」に、「第六十八条の十五の二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に改め、「第三項」の下に「並びに法人税法」を加え、同表第二十五条の二の二第九項の項中「第二十五条の二の二第九項」を「第二十五条の二の二第十項」に、「及び第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の五まで」に、「「第六十八条の十五の二」を「「法人税法」」に、「第六十八条の十五の二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に改め、「第三項」の下に「並びに法人税法」を加え、同項の次に次のように加える。

第二十 第六十八条の六十九	第五条の 第二項、第三項及び第五項	第二十 第六十八条の六十九
第六十八条の十五の五まで	第六十八条の十五の五まで並びに旧効力措置法第六十	第六十八条の十五の五まで

五条の	八条の十四
二の三 第十項	同法第六十八条の九第一項 とする

附則第三十三条第三項の表第二十五条の三第六項の項中「及び第六十八条の十五」を「及び第六十八条の十五の四」に、「〔第六十八条の十五の二〕」「〔法人税法〕」に改め、「第六十八条の十五の二並びに」を削り、「第二十五条の三」を「第二十五条の三並びに法人税法」に改め、同表第二十五条の三の二第五項の項中「及び第六十八条の十五」を「及び第六十八条の十五の四」に、「〔第六十八条の十五の二〕」を「〔法人税法〕」に改め、「第六十八条の十五の二並びに」を削り、「第二十五条の三の二」を「第二十五条の三の二並びに法人税法」に改め、同表に次のように加える。

第二十 第六十八条の六十九

第六十八条の六十九、旧効力措置法第六十八条の十四

五条の

第二項、第三項及び第五項

三の三

第一項

第二十
及び第六十八条の十五の四

及び第六十八条の十五の四並びに旧効力措置法第六十

五条の

八条の十四

三の三
同法第六十八条の九第一項

租税特別措置法第六十八条の九第一項

第五項

と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「法人税

法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税
関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の三
並びに法人税法」とする

附則第三十四条第一項中「新租税特別措置法第六十八条の十五の三」を「所得税法等の一部を改正する

法律（平成二十五年法律第 号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（次項において「平成
二十五年新租税特別措置法」という。）第六十八条の十五の六」に改め、同項の表第二項の項中「第六十

八条の十五第三項」を「第六十八条の十五の四第三項」に改め、同表第三項の項中「第六十八条の十五第四項」を「第六十八条の十五の四第四項」に改め、同条第二項中「新震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「平成二十五年新震災特例法」という。）」に、「第二十五条の三の二まで」を「第二十五条の三の三まで」に、「新租税特別措置法第六十八条の十五の三」を「平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の十五の六」に、「及び新震災特例法」を「及び平成二十五年新震災特例法」に改め、同項の表第一項の項中「震災特例法第二十五条の三第一項の規定及び」を「震災特例法第二十五条の二の三第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の三第一項の規定及び」に、「を含む」を「及び震災特例法第二十五条の三第一項の規定を含む」に、「とし、震災特例法第二十五条の三第一項」を「とし、震災特例法第二十五条の二の三第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の三第一

項」に、「金額とする」を「金額とし、震災特例法第二十五条の三の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする」に、「第二十五条の三並びに第二十五条の三の二」を「第二十五条の二の三第二項及び第三項並びに第二十五条の三から第二十五条の三の三まで」に改め、同表第二項の項中「第六十八条の十五第三項」を「第六十八条の十五の四第三項」に、「若しくは第二十五条の二の二第三項」を「第二十五条の二の二第三項若しくは第二十五条の二の二第三項」に改め、同表第二項の項中「若しくは第六十八条の十五第四項」を「又は第六十八条の十第四項」に、「第六十八条の十五第四項若しくは旧効力措置法第六十八条の十四第四項」を「若しくは第六十八条の十第四項」に、「又は第六十八条の九の二第八項第一号」を「第六十八条の十五の四第四項若しくは第六十八条の十第四項」に、「若しくは第六十八条の九の二第八項第一号」を「該当するもの」に、「若しくは第二十五条の二の二第四項」を「第二十五条の二の二第四項若しくは第二十五条の二の三第四項」に改める。

附則第六十六条第二項中「新震災特例法」を「第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に

係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に改める。

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)

第一百五条 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の九を次のように改める。

第十四条の九 削除

(罰則の適用に関する経過措置)

第一百六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前とした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第一百八条 政府は、次に掲げる基本的方向性により、第一号、第三号及び第四号に関連する税制上の措置については平成二十五年度中に、第二号に関連する税制上の措置については平成二十六年度中に財源も含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

一 大学に対する寄附金その他の寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲を含め、検討すること。

二 給与所得者の特定支出の控除の特例の在り方について、給与所得者の負担軽減及び実額控除の機会拡大の観点から、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、適用判定の基準（所得税法第五十七条の二第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）及び控除対象の範囲を含め、検討すること。

三 交際費等の課税の特例の在り方について、当該特例が租税特別措置法で定められていることも踏まえ、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること。

四 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財

産の範囲の明確化も含め、検討すること。